

令和8年度 総務省 地域社会 DX 推進パッケージ
事業（推進体制構築支援）
公募要領
（地方公共団体向け）

令和8年度総務省「地域社会 DX 推進パッケージ事業」のうち「推進体制構築支援」における
支援助地域の公募

令和8年3月4日

令和8年度総務省 地域社会 DX 推進パッケージ事業
推進体制構築支援 事務局

株式会社 NTT データ経営研究所

1. 推進体制構築支援事業の概要

(1) 事業概要

現在、地方には人口減少や少子高齢化、産業空洞化等の社会課題があり、これまでの地方創生の成果を最大限に活用しつつ、国や地方の取組を大きく向上させることで、これらの社会課題を解決し、地方の魅力を向上させることを通じて、地方活性化を図ることが求められています。こうした中で、政府では、大胆かつ戦略的な「危機管理投資」と「成長投資」を進め、「暮らしの安全・安心」を確保するとともに、雇用と所得を増やし、潜在成長率を引き上げ、「強い経済」の実現に向けた取組を進めています。

デジタル技術は、人口減少や少子高齢化、産業空洞化等の地方が抱える社会課題を解決するための鍵であり、また、新しい付加価値を生み出す源泉でもあることを踏まえ、政府では、デジタルインフラの整備と、官民で地方におけるデジタル・トランスフォーメーション（DX）を積極的に推進しています。

一方、現状では、少なくない地方公共団体が、地域課題解決のためにデジタル技術の活用に取り組んだことがないと回答しており、その際の課題として、予算・人材・情報・推進体制などを挙げております。

特に、全国的に DX 人材が不足する中、小規模な市区町村の現場では、極めて少人数の職員のみで DX・情報関係業務の全てを担うような状況にあるなど、個別市区町村のみでは人的リソース等が不足していることにより、デジタル技術を活用した地域課題解決に向けて取り組むことができない状況にあります。こうした市区町村においても着実に DX を推進するためには、専門人材を活用して、地域に密着した DX 推進支援をすることが求められます。

また、デジタル技術を活用した地域課題解決を推進するためには、地域課題を抱える地方公共団体と、地域課題に関係するステークホルダーが連携して取り組むことが重要となります。特に、都道府県においては、

- ・市区町村における継続的なデジタル人材の確保・育成に関する継続的な支援
- ・個別市区町村への DX 推進支援で得たノウハウを活用した都道府県内での DX 推進

といった役割が求められるところ、都道府県と市区町村が連携して、地域のステークホルダーを巻き込みながら、DX による地域課題解決に向けた地域推進体制（以下「地域 DX 推進体制」という。）を構築・拡充していくことが重要です。

このような認識の下、総務省では「地域社会 DX 推進パッケージ事業」における取組として、地域 DX 推進体制を構築・拡充し、デジタル技術を活用した地域課題の解決に取り組みたい地方公共団体を対象に、伴走支援事業者による支援を通じて、地域 DX 推進体制の構築・拡充、地域 DX の取組の推進を支援します。

(2) 支援内容

地域 DX 推進体制の構築、都道府県内の地域 DX の促進を目指し、総務省が事務局を介して手配する伴走支援事業者が支援を行います。具体的には、各地域が抱える地域課題や既存の地域 DX 推進体制の構築状況等、地域の状況・ニーズを踏まえつつ、伴走支援事業者が専門家等を派遣し、地域に密着して、①住民のニーズ調査等を通じ、市区町村における地域課題やボトルネックの明確化の補助、②持続可能な DX に向けた具体的な進め方（実証・実装に当たっての課題の解決方法や計画の案の作成など）の提案、③地域課題解決に係るステークホルダーとの推進体制の構築支援等を行います。

また、伴走支援を通じて、地方公共団体の担当者の方に、地域 DX 推進に必要な知見・ノウハウを習得いただくこと、特に都道府県の担当者の方には、小規模市区町村を含む管内市区町村への支援ノウハウを習得いただくことも目標とします。なお、専門家の支援について、都道府県・市区町村の費用負担はありません。

※ 伴走支援の内容によっては費用が発生する場合があります。

【支援の概要】

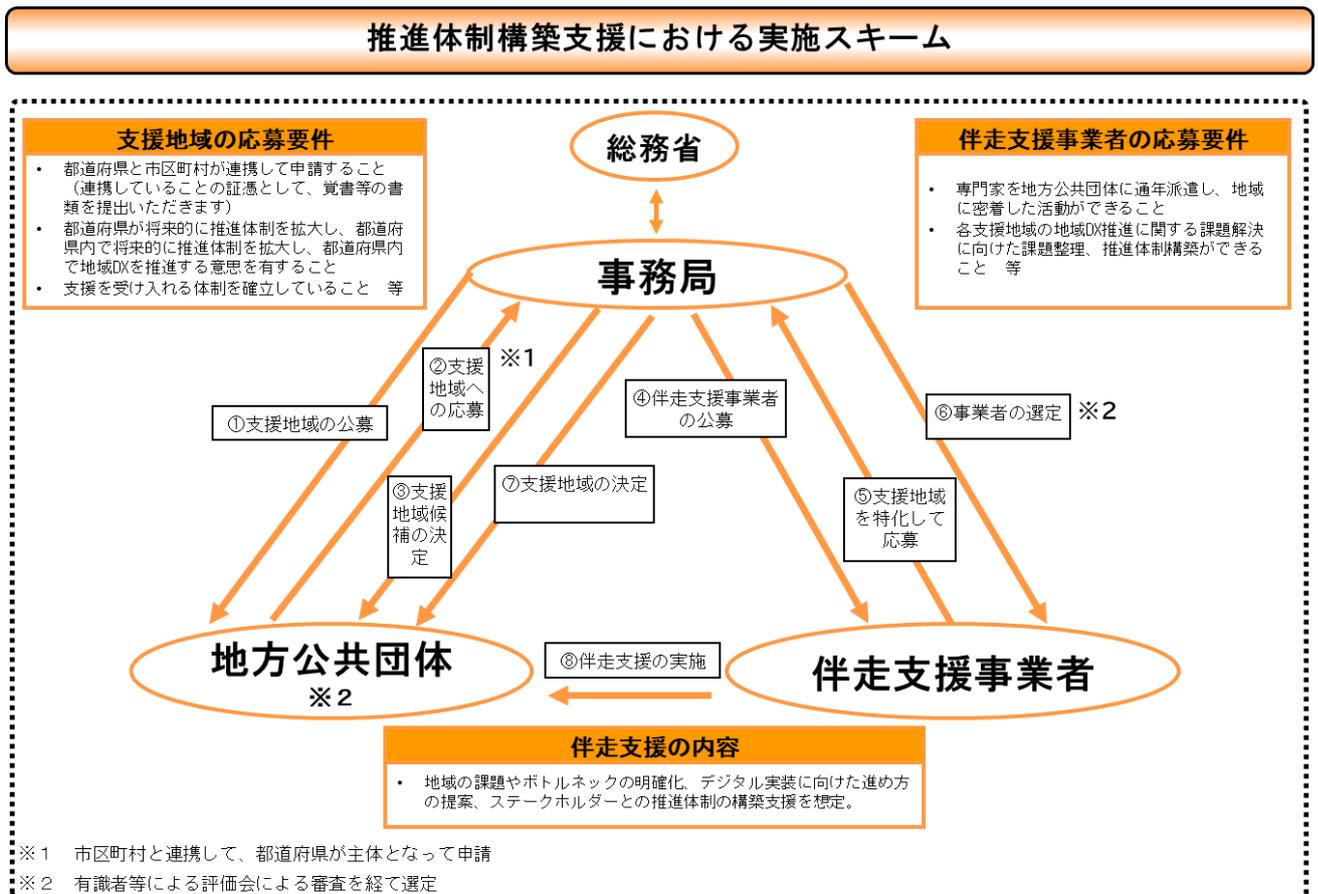
支援期間の目安：伴走支援事業者選定の日以降、最長令和9年3月中旬頃まで

支援メニュー例：

- 伴走支援を受ける地方公共団体（以下「支援地域」という。）の課題や意向も踏まえつつ、伴走支援事業者が必要な支援を行います。例えば、申請時点において、地域 DX 推進体制が構築されていない場合には、都道府県・市区町村による地域課題の抽出・整理、地域のステークホルダーの洗い出しに係る補助等の地域 DX 推進体制の構築に向けた支援をすることができます。また、地域 DX 推進体制の構築・拡充に加えて、具体的な地域 DX 推進の取組（例：ヘルスケア、物流、教育 等）に係る支援も受けられます。
- 現時点において予定している支援メニュー例は以下のとおりです。
- 地域 DX 推進体制の構築支援【必須】
都道府県・市区町村の連携推進
 - ◇ 都道府県・市区町村における地域 DX の推進体制（庁内の役割分担や実行管理方法）検討補助
 - ◇ 市区町村の DX 推進を都道府県が支援する方策の検討補助（特に、市区町村における継続的なデジタル人材の確保・育成に係るもの）
 - 地域のステークホルダー（金融機関、企業・団体、教育機関等）との連携体制の検討補助
- 地域 DX の推進支援【希望する場合】
 - 地域 DX に係る課題整理や取組方針策定の補助
 - ◇ 都道府県・市区町村による地域課題の抽出・整理の補助
 - ◇ 当該地域課題を踏まえた都道府県・市区町村による取組方針の検討の補助

- ◇ 地域のステークホルダーの洗い出しの補助
- ◇ 他地域における好事例の紹介
- DX 推進人材の育成・連携方策の検討補助
 - ◇ 地域 DX の推進人材の育成・研修（ワークショップを通じたチームビルディング等）
 - ◇ 幹部職員・一般職員に対する研修
- ソリューション実装計画の策定支援
 - ◇ ソリューションの検討の補助
 - ◇ ネットワーク構成・機器等の要件の検討の補助
 - ◇ 導入・運用コストや費用対効果の検討の補助
 - ◇ 運用モデルや資金計画、マネタイズの仕組みの検討の補助
 - ◇ 実証事業、補助事業等への申請支援
- ソリューション実装の推進（マネジメント含む）の補助 等

(3) 事業スキーム



総務省から委託を受けた事務局が、

1. 支援地域の公募
2. 伴走支援事業者の公募

の順に、公募を行います。

支援地域の公募においては、2（2）に定める応募要件を満たす地域を候補として選定します。選定された支援地域候補が抱える課題や支援を希望する内容は、伴走支援事業者の公募の際にあらかじめ示します。伴走支援事業者に応募する者は支援地域候補を選択（複数可）して応募します。伴走支援事業者に応募した者は、有識者による評価会を経て採択されます。

このため、ある支援地域候補に対して伴走支援事業者に応募する者がなかった場合、ある支援地域候補を選択した伴走支援事業者に応募した者が評価会において選定されなかった場合等、支援地域候補に選定されても支援を受けることができない場合があります。

2. 応募要項

（1）申請者及び支援対象

申請者：都道府県（管内の市区町村と連携して申請する場合があります。）

申請できる数：一的都道府県につき一の申請とします。

※ただし、他の申請についての広域リージョン連携に係る支援地域の構成員になることを妨げるものではありません。

※広域リージョン連携に関する推進体制構築支援を希望する場合の申請主体は、一的都道府県（以下、代表都道府県といいます。）とし、代表都道府県が主体となって、他都道府県と事前協議のもと役割分担を明確化した上で申請するものとします。

支援対象：都道府県及び当該都道府県の管内市区町村

（2）応募要件

申請者は、推進体制構築支援への申請に当たり、以下の要件を全て満たすこととします。

1. 申請時に管内の1以上の市区町村が伴走支援を受けることについて同意し、解決を図る地域課題や受けたい支援内容の検討について連携していること（連携していることの信憑として、採択後に首長名での覚書（別紙-1）の提出を必要とします。また、連携する市区町村が複数ある場合には、それらの市区町村間で解決を目指す課題が異なる場合も認めます。）
2. 過去に支援地域として選定された地域（都道府県）については、過去に申請した際よりも1以上多くの市町村と連携して申請することを必要とします。また、最終的な支援地域の選定における評価時に、管内の参加市区町村の割合に応じて加点することとします。

※過去に本事業の支援を受けた地域においては、同等の支援を受けられない場合があ

ります。

3. 連携する市区町村以外の管内市区町村に対し、伴走支援に係る会合等の傍聴、見学、オブザーバー参加等を積極的に促進できること
4. 伴走支援期間内に、地域 DX 推進体制を構築又は拡充するとともに、地域 DX の取組を推進する強い意思を有すること
5. 伴走支援を受け入れる体制を確立できること（例えば、派遣された専門人材が庁舎において地方公共団体職員に対して助言を行う等の役割を担うにあたり、必要な機器、備品等の貸与を行うことや、地域 DX を総括する部局のみならず、解決しようとする地域課題を所管する部局等（危機管理防災、商工労働、国際文化観光、農林水産、県土整備等の部局等）の全面的な参画及び協力すること等）
6. 総務省及び事務局からの連絡に対して、迅速に対応する体制を確立できること
7. 伴走支援事業者の公募中、伴走支援実施中等の間、伴走支援事業者（候補を含む）からの問い合わせに対応できる体制を確立できること
8. 総務省の実施する他の施策（広報事業：地域社会 DX ナビ等）に、可能な限り協力すること
9. 1（3）に記載のとおり、支援地域候補として選定された場合であっても、結果として伴走支援を受けることができない場合があることをあらかじめ承諾していること
10. 伴走支援事業者が常駐派遣する専門家等は、事務局である株式会社 NTT データ経営研究所と伴走支援事業者との間の業務委託契約に基づき地方公共団体に常駐派遣されるものであり、地方公共団体と専門家等との間に直接の雇用関係はないため、伴走支援事業の期間中、支援地域である地方公共団体は、作業上の指揮監督及び身分上の指揮監督を行わないことをあらかじめ承諾していること
11. 広域リージョン連携（宣言の有無を問わず、広域リージョン連携に資する取組を含む）に関する支援を希望する場合、本事業および広域リージョン連携構想の趣旨に沿った、主体となる代表都道府県とその取り組みに賛同した他の都道府県による双方の事前協議により役割分担を明確化していること（広域リージョン連携推進要綱に基づく宣言は必須要件ではありません）

※1 主体となる代表都道府県とその取組に賛同した他の都道府県の事前協議により、推進体制構築に係る「必要性」「効率性・効果」「実現可能性」が明確になっていること

※2 連携の信憑として、採択後に首長名での覚書（別紙 - 2）の提出を必要とします。

（3）広域リージョン連携に関する推進体制構築支援

推進体制構築支援の申請内容が広域リージョン連携に関する場合（広域リージョン連携に資する場合を含みます。）、支援内容として以下を想定しています。

- 都道府県域を超えた連携（複数都道府県・複数区域）に資するテーマ設定と関係者整理の補助

- 合意形成・利害調整の論点整理、推進主体・役割分担・意思決定（決裁）プロセスの設計
- 連携の進め方（手順、会議体、情報共有）のたたき台作成、先行事例の比較整理

※広域リージョン連携推進要綱（令和7年9月2日制定、令和8年1月28日改正）に基づく広域リージョン連携に関する申請については、審査の際に加点対象とします。

※主体となる代表都道府県については、例えば広域リージョン連携に特有の課題の抽出・整理の補助を行う専門家の追配など、その提案内容を踏まえ、広域リージョン連携に関する地域 DX 推進体制を構築する上で必要な支援を拡充するなどの対応を行います。

（参考）広域リージョン連携（総務省 HP）

URL : https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/chiho/koikirijonrenkei.html

（４）応募方法

事務局ホームページから応募様式をダウンロードの上、必要事項を記入して、電子メールでご提出ください。

応募様式 URL : <https://www.nttdata-strategy.com/newsrelease/news/dx-seis>

【提出先】

■株式会社 NTT データ経営研究所

〒102-0093 〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-9 JA 共済ビル

「総務省 地域社会 DX 推進パッケージ事業 推進体制構築支援」事務局

担当：石丸、今村、石上、矢野

■E-mail : dx-seis_atmark_nttdata-strategy.com

※迷惑メール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。

■件名：「推進体制構築支援（●●県）」※括弧内は地方公共団体名を記載してください。

提出書類、電子メール等にご記入いただく個人情報（以下、ご記入いただいた個人情報）のお取扱いについては、下記のとおり適切に管理いたしますので、ご同意の上でご記入・ご提出いただきますよう、お願いいたします。

- ①本公募に係る諸連絡および申請内容が本事業公募要件等を満たしていることを確認するために利用させていただきます。
- ②それ以外の目的で個人情報を利用する場合は、改めて目的をお知らせし、同意を得るものといたします。

（５）公募期間

令和8年3月4日（水）～同年3月26日（木）午後5時

3. 選定

(1) 選定の方法

2 (2) に記載する要件を全て満たす地域（都道府県・市区町村）を選定します。選定に当たって、必要に応じてヒアリング等を実施する場合があります。

(2) 選定結果の通知

令和8年3月下旬頃、報道発表とともに事務局または管轄エリアの地方総合通信局（事務所）から申請者に対して、選定結果をご連絡します。

4. 今後のスケジュール

令和8年3月26日	支援地域候補の公募締切
3月下旬～4月下旬頃	支援地域候補の選定結果公表及び伴走支援事業者の公募開始
5月中下旬頃	支援地域及び伴走支援事業者の採択結果の公表
9月頃	伴走支援経過に関する中間報告
令和9年3月頃	伴走支援結果の報告

5. 説明会の開催

当該公募に係る内容、契約に係る手続、提案書類等について説明するため、以下のとおり説明会を開催します。説明会への出席は、任意です。ご希望の方は、以下の Web 入力フォームからお申し込みください。申込の締切は、令和8年3月11日（水）の正午です。申込者多数の場合は、期限を待たず、応募を締め切る場合があります。参加申込された方には Web 会議への接続方法等を、3月12日（木）午前10時を目途にご登録いただいたメールアドレス宛に別途ご連絡します（公募説明会の参加資格がない方、申込に不備があった方には、連絡等の送付ができずご参加いただけません）。

1つの申し込みにより同時接続可能なアカウントに制限がありますので、参加を希望される方ごとに申し込みをお願いいたします。

URL : <https://www.nttdata-strategy.com/newsrelease/news/dx-seis>

【説明会開催要領】

(1) 日時 令和8年3月12日（木） 16:00～17:00

(2) 開催方法 Microsoft Teams を予定

(3) 対象者

以下のいずれかに該当する方を対象とします。それ以外の方の参加はご遠慮ください。

- ・ 支援地域としての公募に応じる可能性がある地方公共団体の職員
- ・ 伴走支援事業者としての公募に応じる可能性がある法人（シンクタンク、コンサル

ティング企業、IT ベンダ、通信事業者、地場産業、地方銀行等)の社員
・関係行政機関

(4) 注意事項

公募説明会への参加申込をした時点で、以下に掲げる事項に同意されたものとみなします。ご了承ください。

- ・プロバイダメールアドレス又はフリーアドレスで登録された場合、公募説明会の参加はいたしかねます。所属先のビジネス用個人メールアドレスをご登録ください。
- ・接続に関して技術的なお問い合わせには対応いたしかねます。
- ・公募説明会の録画・録音・撮影、スクリーンショットやダウンロード、また資料の無断転用は固くお断りいたします。
- ・株式会社 NTT データ経営研究所は、公募説明会の模様及び内容を録音及び録画し、その記録を保存することができるものとします。公募説明会の参加にあたりましては、株式会社 NTT データ経営研究所の動画録画及び記録の保存に同意いただく必要があります。
- ・その他の注意事項については、Web 会議への接続方法等のご案内の際にお知らせいたします。

6. お問い合わせ先

株式会社 NTT データ経営研究所

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-9 JA 共済ビル

「総務省 地域社会 DX 推進パッケージ事業 推進体制構築支援」事務局

担当：石丸、今村、石上、矢野

電話：03-5213-4242 (ユニット代表)

E-mail：dx-seis_atmark_nttdata-strategy.com

※迷惑メール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。